

## 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和8年3月17日（火）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男

伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢 田 貝 香 織

吉 岡 古 都 渡 辺 穰 爾

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

#### 【市民生活部】橋尾部長

[市民一課] 小乾次長兼課長

[市民二課] 足立課長

[保険年金課] 日浦課長 白鳥課長補佐兼保健業務担当課長補佐

足立年金医療担当課長補佐 齋藤保険総務担当課長補佐

[市民税課] 木下次長兼課長

[固定資産税課] 高見課長 住田土地担当課長補佐

[収納推進課] 大野原課長

[環境政策課] 足立次長兼課長 宮脇環境・脱炭素推進担当課長補佐

木村環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 高浦課長 池口課長補佐兼廃棄物担当課長補佐

遠藤施設管理担当課長補佐

#### 【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 渡部課長 松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐

大谷課長補佐兼福祉政策担当課長補佐

[福祉課] 足立次長兼課長 木村課長補佐兼保護第三担当課長補佐

[障がい者支援課] 伊藤次長兼課長 橋本相談給付担当課長補佐

[長寿社会課] 山崎課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

亀尾介護保険第二担当課長補佐 広戸介護保険第一担当課長補佐

矢野介護保険第二担当係長

[健康対策課] 小西課長 金川統括保健師兼健康総務担当課長補佐

林健康総務担当係長

[フレイル対策推進課] 頼田課長 桑本課長補佐兼事業推進担当課長補佐

森本事業推進担当主任

#### 【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

[こども政策課] 永榮課長 國谷子育て政策担当課長補佐

宮中こども育成担当課長補佐

[こども相談課] 山川課長 世山課長補佐兼発達支援担当課長補佐

吉元家庭児童相談室長

[こども施設課] 矢野次長兼課長 榊本子育て施設担当課長補佐

[こども支援課] 長尾次長兼課長 田中課長補佐兼子育て支援担当課長補佐  
田原保育支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】長谷川局長

[こども政策課] 永榮課長 井原課長補佐兼義務教育学校準備担当課長補佐  
佐藤学校政策担当課長補佐  
松下義務教育学校準備担当係長

[こども施設課] 矢野次長兼課長 前畑課長補佐兼学校施設担当課長補佐

[こども支援課] 長尾次長兼課長 植田就学支援担当課長補佐

[学校教育課] 仲倉次長兼課長 平野課長補佐 鉄尾指導・学務担当課長補佐

[生涯学習課] 田中課長 松永生涯学習担当課長補佐 永瀬図書館長

[学校給食課] 長谷川課長 藤岡課長補佐兼給食担当課長補佐

【都市整備部】

[道路整備課] 北村次長兼課長 督永道路改良担当課長補佐

【参考人】

陳情第109号

提出団体 子どもの人権広場 安田寿朗 氏

**出席した事務局職員**

毛利局長 田村次長 田淵議事調査担当係長 松田調整官

**傍聴者**

安達議員 稲田議員 今城議員 田村議員 徳田議員 戸田議員 塚田議員  
津田議員 錦織議員 森田議員 森谷議員

報道関係者1人 一般11人

**審査事件及び結果**

議案第20号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

議案第21号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

議案第22号 米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

議案第23号 米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

議案第24号 米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

議案第28号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について  
[原案可決]

陳情第109号 子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情書  
[不採択]

## 報告案件

- ・ 土地評価システム標準化対応改修業務委託料の事故繰越について [市民生活部]
- ・ 指定ごみ袋等に係る地域環境美化推進奨励金の廃止について [市民生活部]
- ・ 米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について [福祉保健部]

~~~~~

### 午前 10 時 00 分 開会

**○松田委員長** ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、3月11日の本会議で当委員会に付託されました議案6件及び陳情1件について審査するとともに、3件の報告を受けます。なお、陳情に係る意見陳述者の有無によって審査順が異なることをあらかじめ御承知ください。

初めに、陳情第109号、子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、子どもの人権広場の安田寿朗様に御出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、安田様、お願いいたします。

**○安田参考人** 子どもの人権広場の世話人代表の安田です。このたび、子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情書を議会に提出に当たって、趣旨説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

最初に1点、陳情書の中に陳情の理由の1の(1)の①の認可、無認可を問わず全県の保育施設を対象にということがありますけれど、これはちょっと気持ちが高ぶって、全県ということではなくて、米子市内のと、全県の対象にさせていただいても結構ですけれども、米子市内のというふうに修正をさせていただきます。

私どもは、令和5年度米子市まちづくり活動支援交付金を頂いて、23年、保育の質の向上と乳幼児のよりよい保育のための、よりよい成長のためのアンケートを実施いたしました。そして、翌年、その報告書を米子市総合政策部米子市まちづくり企画課に提出いたしました。報告書を米子市に提出したのに加えて、今回、米子市議会におかれてもこのアンケート結果を御理解していただいて、保育行政をさらに後押ししていただくために、今回の陳情に至りました。

陳情書を提出した後に、複数の議員さんから貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。代表的な意見を御紹介いたしますと、例えば、パワハラなどの問題は今年の4月1日から施行されている人権尊重のまち米子市をつくる条例で解決できるのではないかと。サービス残業など労働基準法違反の問題は、労働基準監督署の守備範囲なので、米子市が口を出す問題ではないのではないかと。子どもの接し方については、既に十分な研修が行われているのではないかと、これ以上何をすることがあるのか。保育士と子どもの担当比率は、基本的には国の責任であって、予算の制約がある米子市の課題とは言えないのではないかと。そもそも陳情の内容は問題が大き過ぎて、市が担うには荷が重過ぎるのではないかなどの

意見が私のほうに寄せられています。

このような御意見をお伺いして、私は委員の皆様には少し誤解があるのではないかとこのように思っています。言うまでもなく、米子市の財政、人的能力、キャパシティー、限界があります。私どもはその限界を超えてほしいと求めているわけではありません。地方自治体としての制約、限界がある中で、米子市として何ができるのかを調査、研究していただきたいと言っているだけなのであります。

300万語の言語格差が子どもの成長にとって大きな差を生じさせるという問題、金も物も乏しい地方自治体にとって、地方再生の希望は人だというふうに思います。人に対する投資であります。人に対する投資は子どもに対する投資であります。子どもに対する投資の柱の一つが、子どもにとってすばらしい保育施設をつくることだというふうに考えています。その中心が保育者と子どもとの言語的応答関係の持続的発展ということになると思います。保育者と子どもたちの応答的關係が成功裏に発展することなしに、子どもの成長発達は望めないというふうに考えています。

皆様、このことは当然だと思われておりますでしょう。しかし、保育の現場で有効な具体策は、果たして取られているのでしょうか。300万語の言語格差の問題を科学的に理解して、実践している保育者はどれぐらいいるのでしょうか。実践のための専門家による研修トレーニングはどの程度、組織的かつ計画的になされているのでしょうか。研修の成果について科学的に検証する体制が整備されているのでしょうか。また、その成果が市民に開示される市民参加型の制度があるのでしょうか。保育者と子どもとの応答的關係の推進に関して、先進的な実践をされている自治体はあるのでしょうか。そこに出かけて、実際に実情を視察調査する必要があるのではないのでしょうか。米子市においてはその予算の捻出は本当に不可能なのではないのでしょうか。私たちが求めているのは、このような調査研究なのです。それほど大きな予算は要らないはずで、調査研究にふさわしい学識経験者、行政施策経験者は身近にいるはずで、米子市にできないはずはありません。

保育施設内におけるパワハラは保育士の保育労働の意欲を壊します。それ以前に深刻な人権侵害です。しかし、有効な対策は取られているのでしょうか。防止制度はあるのでしょうか。あっても、機能しているのでしょうか。今年4月1日から施行されている人権尊重のまち米子市をつくる条例は、有効な対策となるのでしょうか。条例が定める相談支援は十分と言えるのでしょうか。アンケート調査は、現状は、実態解明も、有効な対策もいまだ不十分だということを示しています。すぐにでも防止策と有効な対策を調査研究することが求められているのではないのでしょうか。

サービス残業や休憩時間が取れないという実情などは、もちろん労働基準法の問題で、労働基準監督署の指導、取締りの対象です。しかし、様々な労働基準法違反を生み出す構造的な問題は、市の課題です。あるとすれば、それは基本的に保育行政の構造的な問題です。米子市が労働基準監督署任せにせず、責任を持ってその原因を解明し、解決策を調査研究すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

保育士と子どもの担当比率に問題があることは、多くの専門家の言葉を借りるまでもなく、既に言い尽くされております。米子市が他の多くの自治体と同様、国の基準に満足せずに、国を上回る担当比率を実施していることには敬意を表します。しかし、アンケート調査では、現行の担当比率では不十分だということが明確になっています。現状では、子

どもとの十分な言語的応答関係をつくることができないという、保育士の切実な悲鳴が上がっています。あるべき担当比率について、米子市が責任を持って調査研究を行い、達成目標を策定し、予算配分を含めたロードマップを作成することなどは、ごく僅かな予算で今すぐにもできることではないかと思うのです。米子市からの動きが他の自治体にも伝わり、やがて大きな全国的なうねりとなって、国の保育行政を動かすような布石になるのではないのでしょうか。

先月の27日、日本海新聞で、出生率10年連続減少、鳥取、島根など出生減5%というショッキングな報道がなされました。鳥取県は全国45都道府県中、5番目に高い減少率でした。つまり、最下位から5番目ということですね。原因の一つとして、子育て世代への支援の手厚さの差だと指摘されています。つまり、鳥取、島根は手厚くない、手薄いということだと思えます。

子育て世代の支援の大きな柱は、間違いなく保育の充実です。女性の就業率が高い鳥取県ではなおさらです。すばらしい保育を子どもに提供すること、そのためには保育士にとって働きがいのある保育現場が不可欠だと思います。

かつて当会は、障がいを持つ子どもへの切れ目のない支援の必要から、5歳児の悉皆健診の調査研究を求める陳情をさせていただき、本採択いただきました。採択を受けた米子市は検討委員会を立ち上げ、その検討結果に基づき、現在の5歳児健診悉皆実施制度が生まれました。伊木市長は、市民の声から生まれた制度として、市政の誇りとされています。

最後に、私ごとになりますけれども、私は4人の子どもと9人の孫がいます。1人の大学生を除いて、みんなこの米子市に住んでいます。子どもも孫も全員が、私の家庭について言えば、保育所のお世話になって、今日に至っております。孫にはやがて子どもが生まれて、保育所の助けを借りて育つことになると思います。よい保育所がなければ人は去っていきます。よい保育所があればあるほど、米子市は住みやすくなり、人は定着し、企業も成長し、豊かになります。ぜひ、人が育つ好循環を保育所改革から始め、人が住みたくなる米子市をつくっていただきたいと思っております。

以上で趣旨説明を終わります。中身については、お手元に既に配られておりますので、熟読玩味されているというふうに思いますので、ぜひ慎重に御検討いただきたいと思えます。

**○松田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して、質疑はありませんか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 安田先生、今日は意見陳述どうもありがとうございました。この陳情に添えられたアンケート、とても貴重な御意見がたくさん詰まっていると思います。

この陳情の趣旨としては、調査研究をということで理解をしているんですが、このアンケートを踏まえて、まず市役所がすぐにでも手をつけられるところはやるというようなことも含まれているというふうに思っはいけないのでしょうか。

**○松田委員長** 挙手をお願いします。

安田様。

**○安田参考人** 吉岡委員の御意見はごもっともだと思います。既に米子市には、このアンケート結果、報告を出しておりますので、すぐにでも着手されているかもしれません。寡

聞にしてどのような施策をされているか分かりませんので、具体的にこれを受けて、どのような対策を立てられてきたのかということ、もし機会があればお伺いしたいというふうに思っております。

○**松田委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 当局への質問は後で。

○**松田委員長** 後です。

〔「分かりました」と吉岡委員〕

○**松田委員長** ほかに。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 安田様、本日はありがとうございます。私も、吉岡委員と似た感じになりますけど、この調査検討着手後ですね、対応する実施主体っていうのはどちらに求めているらっしゃる、どういうイメージを持っていらっしゃいますか。

○**松田委員長** 安田様。

○**安田参考人** よろしく申し上げます。5歳児健診の悉皆実施の問題については、米子市で学識経験者、鳥取大学の子どもの発達障害についての専門家、それから、お医者さんが数名いらっしゃいましたね。それから、行政担当者、それから、最も問題意識を鋭く持っていた陳情者から私が代表して、多分20名ぐらいの検討委員会をつくっていただき、そこでかなりの、半年ぐらいですかね、期間をかけていろいろ議論をして、検討結果を報告文書にさせていただいた。それに基づいて米子市の行政が動き始めて、米子市としては、米子市長に、伊木市長に言わせると、市民参加型、市民発案型の行政施策として誇るべき進歩だというふうにおっしゃっていただいています。最近は分かりませんが、かなり事あるごとに、米子市の誇るべき行政施策の一つとして、子育て施策の一つとして、いろんな挨拶の中で御紹介されていまして。よろしいでしょうか。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ですので、米子市がこの調査研究、調査検討を着手した後にも、その対応は米子市が行うべきと考えてらっしゃるという理解でよろしいんですね。

○**松田委員長** 安田様。

○**安田参考人** 安田です。当然そうです。議会は問題提起をする場所ですから。

（「分かりました。」と矢田貝委員）

○**松田委員長** 安田様。

○**安田参考人** 具体的な実施は首長部門になります。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** もう1点お願いします。この目的ですけど、私なりにずっと資料読ませていただいて、保育士の働く環境の調査・検討、それが趣旨と受け止めてよろしいでしょうか。今、最初の質問で5歳児健診という具体的な一つの事業をお答えになったんですけど、この陳情っていうのは子どもの成長を保障する保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手ということですので、この目的は保育士の働く環境というところにあるという理解でよろしいでしょうか。

○**松田委員長** 安田様。

○**安田参考人** 突き詰めればそういうことになります。保育士の労働条件も含めて、メン

タルの手当ても含めて、それが改善されれば、そして、保育所の保育能力、研修などによる、適切な研修のあるスキルのアップがあれば、必ずそれは子どもに返っていくというふうに思っています。どうすればいいかっていう方向性が、トータルなものとしては米子市はまだないというふうに私どもは考えております。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**松田委員長** ほかに質疑は。  
伊藤委員。

○**伊藤委員** 本日はありがとうございました。私たちは会派でちょっと議論をした際に、陳情理由の1の(1)の②、4ページになりますが、国や県の基準にこだわることなくの「こだわることなく」ということがとても気になりました。それは、先ほど陳情の理由もお話しいただいたのですが、それは国や県の基準より手厚くというふうなところで理解していいのでしょうか。

○**松田委員長** 安田様。

○**安田参考人** 国や県の基準がそれで十分であれば、それはそれでいいと思います。大体、日本の行政はトップダウンで、教育行政は文科省のほうを見て、どっちに行くかっていうことを諮りながら動いていく。福祉行政、子どもの養育の、保育の問題も含めて、厚生労働省のほうを見て、その方向に動いていくという、こういう非民主的な性癖が我々の身にしみついているわけですよ。本来、民主主義っていうのは、やっぱりボトムアップでなければいけない。実際必要なところ、何が必要なのかをつくって行って、それを上に上げていく。だから、今まで市町村で、本来、適当な、ふさわしい、子どもと保育士さんの比率がどうであったのかというのを、行政としてまともに真面目に議論したことがあるのか。一度やってみたらどうでしょうか。それですごくかけ離れていたら、変えてください。あるいは、変えるのに時間があつたら、何らかの手当てをしましょうっていうことになるわけでしょう。国から何かを言うのを待つ、県が何かを言うのを待つということは、米子市としては恥ずかしいことじゃないかというふうに思います。だから、ぜひ、つまり、今の基準を上げるとか上げないということじゃなくて、何がふさわしいのかをこの米子市が足を地につけて考えて検討、研究をしてほしいということです。

○**松田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 米子市も実際、現場のほうの声を上げながら、配置基準については県も市も、国よりもっと手厚くしているところですし、また、国のほうも段階的に今、より手厚くするように、先進国並みにいくのかどうか分かんないですけども、そっちのほうに向かっているかなという私は気持ちはあります。でも、おっしゃるように、保育現場は大変、いつも大変。子育ては大変だと思うので、1人でも2人でも大変だと思うので、大変ということは事実だとは思いますが。でも、国や県の基準には、やっぱり基準は基準なので、そこは守っていくということは必要なもので、この「こだわることなく」というふうな文章の書きぶりというのは、ちょっと気になるところです。私の感想は以上です。

○**松田委員長** いいですね、質疑ということは特に、ここで。よろしいですね、質問ではないですね。

〔「はい」と伊藤委員〕

○**松田委員長** ほかに質疑等はございますか。

もう一回、安田さん。簡潔にお願いします。

○**安田参考人** よろしいですか。

○**松田委員長** どれぐらいですか。

〔「一言」と安田参考人〕

○**松田委員長** 何に対してですか。

〔「基準のことについて」と安田参考人〕

○**松田委員長** 基準、もう一度。最後。

〔「いい、言ってもらわんでもいい。」と渡辺委員〕

○**松田委員長** いいですよ。どうぞ。

安田さん。

○**安田参考人** 国の基準は最低基準なんですね。だから、最低基準、あるいは県の基準も最高基準か最低基準か分かりませんが、最低基準を少し上げるという程度のことだと思います。ですから、基準にこだわることなくというのは、そういう意味です。

○**松田委員長** 分かりました。それでは、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、この陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員の説明を求めたいと思います。賛同議員は賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、土光議員。

○**土光議員** この陳情というのは、市民団体が保育の現場の声を拾って、それを分析して、陳情という形で問題提起をしている、そういうふうには私はこの陳情を捉えました。だから、議会としてはこの問題提起にちゃんと向き合って、この陳情を採択することによって、議会として何ができるのか、何をすべきなのかという模索をしていく契機になればいいと思って、賛同をしました。

○**松田委員長** 次に、錦織議員。

○**錦織議員** 錦織です。今回の陳情の中の言語環境の充実が子どもの発達にとってとても大切であるということは、子育てを経験してきた者としても痛感しております。子どもが1日の多くの時間を費やす保育所で、その環境を保障するには、やはり直接関わる保育士の数と質です。今、米子市市立保育園は、保育分野のDX化で書類作成の省力化がされてきたとはいえ、抜本的な解決にはなっていません。私立の保育士らも多くの記述があったようですので、そのよりよい保育のためのアンケート結果、コメントを見ても課題があることは明らかであり、保育の充実のため、専門家や医師、保育行政担当者、保護者などで調査、検討の場が必要であると考えます。

以上で賛同理由を終わります。

○**松田委員長** 賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**松田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。

門脇委員。

○**門脇委員** 当局にちょっとお伺いしたい思うんですけども、陳情書の3ページの真ん中どころから6ページにかけて、陳情の理由として7項目が上げてあると思うんですけど、

それらに対する市の考え方をちょっと伺ってみたいと思います。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 陳情書の陳情理由の項目ごとの市の考え方というところですが、陳情ですので、考え方といいますか、今の市の取組状況をお答えさせていただきたいと思います。

まず、(1)番の担当比率に関して、配置基準のところになりますが、基本的に各園、国の最低基準を遵守して運営されておりまして、その遵守については市のほうでは指導監査において適正化を図るところでございます。国の配置基準に対しましては、全国市長会のほうで国のほうへ改善を要望しておりまして、その上で国、県と協調しまして、保育基準の改善、例えば1歳児5対1ですとか、3歳児1.5対1、4歳、5歳児2.5対1の基準を満たす施設には、給付費の加算を行ったり、さらに県と協調して補助なども行っているところでございます。

続いて、(2)番の休暇や有給休暇の取得に関する項目につきましては、基本的に労働関係につきましては、雇用主の責任で法令を遵守すべきものでありまして、その遵守、監督するのは国の労働局や労働基準監督署の管轄になると思います。その上で、市としましては、保育の適正実施の観点から法令遵守等の指導・助言を行いまして、職員さんから相談がある場合には相談に応じたり、必要に応じて助言・指導、また労働局等、関係省庁へのつなぎなどを行っているところでございます。

また、(3)の保育士が保育に集中、専念できる条件整備に関しましては、保育士の就業環境を整えるために、市としては国や県と協調しまして、低年齢児等への保育士さんの加配の補助ですとか、ICT化への補助、あと、保育に関する事務手続のDXなどによりまして、就業環境の改善に取り組んでおります。

また、(4)保育士さんの高ストレス状況の改善についてですが、職員さんの労働環境を整えるのは、まずは雇用主さんの責務でございます。その上で、市としては、保育士からの相談に応じて、状況に応じて施設側に指導や助言を行ったり、また、保育リーダーなどが巡回訪問の際に助言などを行っているところでございます。

(5)番の保育の職場におけるハラスメントについてですが、こちら、ハラスメント対策については、まずは事業者さんの法定の責務だというふうに考えておりまして、その監督は国の労働基準監督署の所管、管轄になるかと思っております。その上で、市としては、保育の適正実施の観点から指導・助言や必要に応じた相談対応、また関係諸庁へのつなぎなど行っております。

(6)番の保育士のスキル不足についてですが、こちら、保育士さんに対しましては、研修などを行っておりまして、まず、職員の研修の向上を図るために、それは事業者様側の責務でもありますが、市としても研修の開催や、県の研修を受講を促したり、また、研修に向けるための代替保育士の費用が給付費の基本額にも加算されております。また、研修を受講した場合の国の制度の給付費の加算などもあります。さらに、研修を受けやすいように、オンラインでの実施なども取り組んでいるところでございます。

(7)番の検討体制に関しましては、市の既存の審議会である子ども・子育て会議がございまして、これらの課題につきましても協議しているところでございます。以上でございます。

○松田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑等はございませんね。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 結論から申しますと、不採択を主張させていただきます。

まず、貴団体、子どもの人権広場の皆様が、子どもの環境を取り巻く諸課題について取組を様々されていることに敬意を表し、また、今回の陳情につきましては、この取組の一つとして提出されたというふうを受け止めさせていただきたいと思います。

その上で、私の不採択の理由ですけれども、こども家庭庁が、保育の環境整備にとどまらず、保育の人材確保、定着へ、また働き方改革も含めて取り組んでいる、そして、子どもの健やかな成長のために社会全体で取組もうとの諸施策を進めているというのが私の見解でございます。市としては、公立保育園を持ち、また認定保育園等、認可外保育も含めまして、一定の関わりができるとはいえ、直営施設ではない上に、職員も公務員ではないという関与の限界があるのが現実であります。このような事実から、市に保育士の働く喜びにあふれる保育実現を目的とした調査・検討に着手するという、この陳情は難しいと考えております。

という理由で不採択を主張させていただきます。

○松田委員長 次に、又野委員。

○又野委員 私は採択を主張いたします。今、いろいろやり取りを聞いてまして、そして、実際に様々な改善を、少しずつですけれども、市でも行っているのは承知はしておりますけれども、特に保育士不足とかがあってというのは、ずっと議場でもそういう話があったりとか、米子市当局の方もそれは感じておられるという話も聞いたりしております。そのような現状がある中で、今回のようなアンケートを取って、このような理由も考えられるっていうのがやはりある以上、市としてもさらにこのことについて検討していく必要があると思います。そのことがやっぱりさらに保育、子どもの健全育成に当然つながると思いますので、これは本当に早急に改善に取り組むためにも必要であると考えますので、採択を主張いたします。

○松田委員長 次に、岡田委員。

○岡田委員 今日は安田先生、ありがとうございます。

私は不採択を主張したいと思います。不採択の理由といたしましては、言われているすばらしい保育をさらに提供していくということの考え方については、当然私も同意をいたしますけれども、令和5年に県のほうも保育士に対してアンケート等を行って、一定の問題点だとか改善点のことについては、米子市も把握をしているというふうに思っております。その中で、国や県とともに、これ、制度自体がやはり国の法律に基づいて行っていることでございますので、米子市単独でできることは当然限界があると思っております。ある程度問題点や直すべきところを把握しているというふうに私は思っておりますので、そこに対して、今現在、改善に向けて様々に考え、行動を当局のほうはしているというふうに認識

をしておりますので、さらにその動きを当局には続けていただくということで、あえてこの陳情を採択してということではなくて、既に把握している当局のほうで進めていっていただきたいというふうに思います。以上です。

**○松田委員長** 次に、門脇委員。

**○門脇委員** 私は、不採択、採択しないを主張したいと思います。

この陳情書を拝読しまして、また本日、安田様の主張、それから賛同議員の賛同理由並びに市の考え方を伺いましたが、私はこの米子市で対応できるもの、それ以外で対応するもの、そういうものが混在しているように思います。保育の質を担保すべき考えは重要であると私も思いますが、このたびの陳情にある手法としては整理が必要だと考えています。例えば、労働基準法違反状態が発生していると陳情書の中にありましたが、先ほどの安田様の主張は主張としてきちんと受け止めたいとは思いますが、やはりこのことは米子市ではなく、別の機関が早急に対応すべき案件であると考えます。この陳情書にある内容を個別具体的に整理して、米子市がより酌むべきことは取り組むと、このことは必要であると考えておりますが、前述で述べた理由によりまして、議会として採択する、すなわちこの陳情のとおり執行部側へ実施を求めることには、慎重にならざるを得ないというのが私の考えであります。したがって、採択しない、不採択を主張いたします。

**○松田委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** どうも、安田さん、ありがとうございます。安田さんのお孫さんは9人、私は3人いるんですけども、横浜の孫が4月に小学校行くんですけど、保育園で転んで腕を骨折しましてね、今こんな状態なんですけど、そのときに、息子も私も保育士を、スキルがないからとか含めて、責めることはないです。やっぱり一生懸命やってもらってますから、保育士の方には。だけど、ストレスはあると思いますね、ハラスメントの。これは当然、園長ばかりでなく、保護者からもハラスメントを受けてると思います。もっと言うと、保護者のハラスメントのほうが多いと思います。だから、僕は、その面っていうのはきちんと調べて、市としてそれなりに報告できる、相談できる体制はつくっていかなくちゃいけないと思う。これは保育園に限らない。小学校も中学校もそうです。パワハラみたいな保護者がおられるんで、やっぱりそれはきちっとせないいけないと思うんですけど、あとの問題は、今、門脇委員が言われましたように、市でやること、安田さんも言われましたけど、労働基準監督署でやること、分かれてますんで、そこら辺を含めて認識はしますんで、市も。今後、改善に向けて取り組んでもらえればと思いますんで、この陳情については、不採択という結論に至ります。以上です。

**○松田委員長** 次に、吉岡委員。

**○吉岡委員** まず初めに、このアンケート、切実な声を集めていただいたことに深くお礼を申し上げたいと思います。本当に保育現場の実情というものが現れているのではないかと考えております。

陳情の趣旨としては、先ほどの意見陳述などから伺ったところで、質の確保に向けた調査をしてほしいということと、保育士の方の職場改善をしてほしいということだったとは思いますが。渡辺委員も先ほどおっしゃいましたが、私も、孫を見ていただいているのを見て、とにかく命を守っていただく、けがなく保育をしていただいていることに大変感謝をしているとともに、私が子育てをしていたときと格段に質も向上をしているというふう

感じております。

この陳情の中にある様々な訴えというのは、保育に限らず、学校現場、障がい者福祉の現場、あと、高齢者福祉の現場でも同じようなお声を私は受けておりますので、保育に限った問題ではないというふうに感じております。そして、その質の確保とか向上ということに対して、どこの現場からも、数を増やしてほしい、枠を増やしてほしいというようなお声がありますが、私がいる薬局の現場では、昔から、枠はありますが、それを満ちたことはありません。そういったこともあって、この人手不足の現状というのは、明らかに人口減少ですので、枠を増やしても、それは各現場の取り合いにしかありません。なので、やることを減らすということが一番大事なことであると思いますので、この中にある事務の効率化とか、書類の整理ですよね、とか、事務をする人員を入れてほしいというようなお声に対しては、すぐさま市はできることを取り組むべきと考えております。

パワハラなどに関しましては、答弁があったとおり、雇用主の責任ですので、私もビジネスと人権の観点から、人権尊重条例に基づいて、許認可の権限ではなくて、補助金を出しているという立場から、雇用主に対する人権擁護の働きかけの強化というところを求めて、要綱の改正を求めているわけですが、市ができることは、そういったことは限られてくるかなという考えの下でそういったことを求めているわけです。なので、また、労基に対しての働きかけや、職場での労使交渉など、保育士さんにエンパワーメントするというような方向も必要ではないかと考えております。

非常に採択については迷いましたが、今日、御意見を伺って、採択としたいと思います。以上です。

**○松田委員長** 次に、伊藤委員。

**○伊藤委員** 私は、趣旨採択を主張したいと思います。ここにございます表題の子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育現場というのは本当に求めていくべきだし、求めていきたいところです。しかし、現状は潜在保育士も多いですし、保育士不足というようなところでは、子どもを預かるということは本当に大きな責任があって、やってもやっても最後がないわけです。終わりはないわけですので、バーンアウトしてしまう、頑張ってる職員ほどバーンアウトしてしまうというようなところも私もたくさん見てきましたので、それはそれでとても本当に大変な、働く現場としては大変なところだなというふうに思っています。

また、家庭機能の低下だとか発達特性、こだわりだとか、多動だとか、自閉だとか、本人の困り感があったり、家族の困り感があったりという中で、とても保育の現場というところは難しいなと思っております。

先ほど吉岡委員がおっしゃられたように、私もここで市ができること、求めていくことは必要だと思っております。特に、この3番のところですね、保育士が保育に集中、専念できる条件の整備に関してというところでは、やっぱり県と市と協働していただいて、様式の統一化なども何か着手していただけないのかなというふうに思いますので、それを求めていきたいと思っております。

また、ICT化が米子市の中でほかの部署よりか最も進んでいるなと思って、そこは評価したいと思っております。昨日もちょっと保育園の園長先生とお話ししましたが、こういうふうにICTが進むと、やっぱり効率的に動けて、その分、保育に向き合う時間、

子どもに向き合う時間が増えて、ありがたいというなお話がありましたので、それはさらにちょっと加速をして進めていただければありがたいなというふうに思っております。

あと、一つ一つちょっと意見を述べることはしませんけれども、ここの子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育が米子市でよりできるならば、それは素晴らしいことですので、そちらのほうを求めながら、また、全てを市がやるってということには、やっぱり皆さんがおっしゃられるように、無理があるというふうに思いますので、できるところからできるだけ始めるというところで、趣旨採択を主張したいと思っております。以上です。

**○松田委員長** 趣旨採択ですね。

討論を終結いたします。

ただいま趣旨採択という御意見がありました。

初めに、趣旨採択についてお諮りします。本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤議員、吉岡議員]

**○松田委員長** 賛成少数であります。

それでは、改めて採決いたします。

これより採決いたします。

陳情第109号、子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤議員、又野議員]

**○松田委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情109号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○松田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了します。

次に、議案第23号、米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

**○永榮こども政策課長** 議案第23号、米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議会運営委員会資料、資料1にて御説明申し上げます。9ページを御覧ください。この条例は来年度から開始する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について、市の保育所及び認定こども園において事業を実施するに当たり、条例について所要の整備を行うため、改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、資料の1に記載しております市の保育所または認定こども園において行う乳児等通園支援事業を利用する保護者は、利用料を納付しなければならないこととするもの。2、利用料の額は、市長が定めることとし、市長は、利用料の額を定めたときは、これを公示しなければならないこととするもの。3、市長は、保護者が災害その他特別な事由により利用料を納付することが困難であると認めるときは、利用料を減額し、または免除することができることとするもの。その他、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、利用料の額は、国の標準額に沿って、1時間当たり300円とすることを予定しております。この条例の施行日は、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○松田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○松田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第23号、米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

矢野こども総本部次長。

**○矢野こども総本部次長兼こども施設課長** そういたしますと、議案第24号、米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、夏季休業中の期間におきます、なかよし学級の受入れ体制の拡充を図るため、米子市なかよし学級条例について改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、夏季休業期間中のみの措置ではありますが、児童がなかよし学級に通う際に、保護者等によって送迎が行われることなどによって、安全性が確保されると認められる場合に限りまして、現在就学している小学校以外のなかよし学級も利用できるよう改めようとするものでございます。施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**松田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**松田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号、米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時51分 休憩**

**午前11時34分 再開**

○**松田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第28号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 議案第28号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明申し上げます。議案書76ページを御覧ください。こちらは、令和7年9月市議会定例会におきまして議決をいただきました美保地区義務教育学校整備事業に係る敷地造成工事に係る工事請負契約の締結についての一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容としましては、契約金額について、6億14万5,700円から6,761万400円を増額いたしまして、6億6,775万6,100円に変更するものでございます。

増額の主な理由ですが、資料替わりまして、議案関係資料を御覧ください。増額の主な理由といたしましては、まず、1点目が資料右側の四角囲みで囲っております追加盛土というところがございますが、施工地の一部区域におきまして、当初の想定以上の草の根が混入した表土が確認されましたことから、盛土の長期的な安定性を確保するため、表土の剥ぎ取り・処分、追加盛土を実施することによるものでございます。

もう1点が左下の四角で囲っております強制排水の実施のところがございますが、当初の想定を上回る地下水位の上昇が確認されまして、擁壁の施工に支障を来すことから、地下水の強制排水を行いながら施工を行うことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡田委員。

○**岡田委員** これ、当然、実施設計、詳細設計された上で発注されてると思うんですけど、実施設計等ではこれは分からなかったということでもいいんですかね。

○**松田委員長** 井原こども政策課長補佐。

○井原こども政策課課長補佐 このたびの変更、2つございますが、2つとも実施設計の段階では想定できなかったというものでございます。

○松田委員長 岡田委員。

○岡田委員 これ、想定できなかったっておっしゃいますけど、表土の問題とかっていうこと、書いてありますけど、この頃、市の工事に関して散見されるんですけど、事前に分からなかったこと、いわゆる分かり得なかったことが工事になって分かったっていうなら分かるんですけど、やっぱりある程度、設計の段階で、例えばこの地域は例えば水はけがあんまりよくないとか、いろんなことが歴代の工事の中である程度データってあると思うんですよね。ですので、詳細設計していただく場合に、そういったものも含めてやっぱり発注していくっていうことをしないと、これ、この増額分に関しては競争入札がかかってないっていうことですからね。要は、工事業者の中には、この工事発注になったときに、いわゆる現場のことをある程度分かっている方からすると、工事代金、これでは難しいっていうこと想定されて辞退している方もおられる可能性があるということですよ。ですので、発注に際しては正確な、当然確かにその地下のこととかで、掘ってみなきゃ分からないっていうことあるかもしれませんが、この近隣の例えば過去の工事とかがあれば、ある程度その土地の特性みたいなこともあると思うんで、やっぱり発注責任として市のほうがもう少しその辺り、正確な設計をしていただけるような形のことをやっていただくべきだというふうに思いますんで、これは要望しておきたいというふうに思います。以上です。

○松田委員長 ほかに。

門脇委員。

○門脇委員 今、岡田委員も言われましたけども、私、一番地元に住んでますんで、まず、ここの地区、砂地で地下水が高いっていうのは、これ想定を上回るって書いてありますんで、多分僕らが、ここ、砂掘っていけば、すぐもう何十センチのところまで水が出てくるところなので、だから、それ以上にまたこれ出てきてるのかなと思わないいけないのかなと思うんですけど、もともとそういう場所だったので、そういうところをやっぱり事前に把握しておいていただきたかったなと思います。

それで、今、この事業が追加されたことによって、これ、工事工程について、事業の進捗ですね、これ、遅れることはなくて、計画のとおりに進んでいくんですかね、そこ、ちょっとお聞きします。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 この追加工事に関しまして、工事工程には影響がないものでございます。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 それから、ちょっと私、素人なんで、ウェルポイント工法による強制排水を実施するということで水色で示してありますけど、普通に考えて、これ、水取るんで、この西側っていいですか下側ですね、これ道路が、見ると分かるんですけど、狭いんですけど、この西側、ネギの畑と、それから1軒、人家があると思うんですけど、こういうのって地盤沈下のことっていうのは大丈夫なんですか、ちょっと素人で、分かりませんが、どうなんですか。

○松田委員長 督永道路整備課道路改良担当課長補佐。

○**督永道路整備課道路改良担当課長補佐** 工事担当しています道路整備課でございます。

先ほど委員からの御質問で、地盤沈下の影響がないかということですが、今回、ウェルポイントとって、地下の水位、井戸のようなもので地下水をくみ上げて強制的に地下水を低下するという工法を用いておりますが、あくまでもこれ、部分的なものですので、家屋とかには影響はないものと考えております。以上です。

○**松田委員長** 門脇委員。

○**門脇委員** この西側、図の下側ですけど、ここ、ネギ畑が一面にあるところなんですけど、どうしてもその土壌の質が変わったりする心配がないのかなってというのがちょっと心配なところなんで、水位が下がれば、どうしても、今まで十分に水分が湿っていたような土地が急に乾燥したりとか、そういうことがあると、白ネギの品質に影響が出たりするので、ちょっとそういうところが心配だったんですけども、取りあえず心配はないって考えてよろしいですか。

○**松田委員長** 督永道路整備課道路改良担当課長補佐。

○**督永道路整備課道路改良担当課長補佐** 基本的には問題はないと考えておりますが、工事中にそういった御意見がもし出るようであれば、その対策のほうは検討はしたいと思いますが、今のところそういったお声も聞いておりませんし、工法的にも周辺に影響があるような工法ではございませんので、問題はないと考えております。以上です。

○**松田委員長** ほかに。

吉岡委員。

○**吉岡委員** ちょっと聞いて追加で質問したいんですが、最初の設計時の地盤調査は何ポイントぐらいされたんでしょうか。

○**松田委員長** 督永道路整備課道路改良担当課長補佐。

○**督永道路整備課道路改良担当課長補佐** 地下水位の状況については、設計の段階からサンプリングといたしますか、調査をしておりますして、実際5か所、調査の段階では水位のほうを計測しておりました。その結果、いずれも地盤面から90センチ、もしくはそれ以下ということで、そういった調査結果が出ておりましたので、その水位でしたら当初の計画の擁壁の施工には問題ないと判断したため、地下水位低下工は当初は計上いたしませんでしたが、その後、実際の工事施工に当たり、試掘をした結果、その水位が想定よりも約30センチ高い位置に水位があることが判明したため、工事の施工がちょっと困難になったため、地下水位低下工を追加させていただきました。以上です。

○**松田委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** その調査のときに、この表土の問題っていうのは分からなかったっていうことですか。

○**松田委員長** 督永道路整備課道路改良担当課長補佐。

○**督永道路整備課道路改良担当課長補佐** 表土に関しても、現地の状況を調査をしておりますが、あくまでも全体ではなく一部分を採取してというような状況でしたので、今回改めて草刈りをして全体を調査した結果、当初の根の状況よりも実際に根がもうちょっと深かったということで、表土を多めに剥ぎ取らないといけない事態が生じたため、追加となったものです。以上です。

○**松田委員長** 吉岡委員。

○吉岡委員 何か今伺っていると、草刈りをしてたら分かってたみたいな感じに受け止めたんですけど、そうですか。

○松田委員長 督永道路整備課道路改良担当課長補佐。

○督永道路整備課道路改良担当課長補佐 設計の業務のときは、まだ買収が終わっておりませんので、個人さんの所有の土地ですので、なかなか全て草刈りをするということにはできませんので、一部分しかちょっと調査はできなかったということです。以上です。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 岡田委員からも御意見ありましたが、この追加の部分は競争がかからないということで、今回のことを反省点にして、そういったことに留意しながら工事を進めていただくことと、あと、やはり全く用途の違う土地に新しいものを建てるというリスクというものが年々大きくなってきていると思いますので、また新しい施設を新設、例えば改修など検討する際には、そういったことも考慮していただきますよう要望しておきます。以上です。

○松田委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時48分 休憩**

**午後 1時58分 再開**

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第20号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 議案第20号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議会運営委員会の資料1、令和8年米子市議会3月定例会議案の4ページ下段を御覧ください。本議案は、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例です。改正理由は、国民健康保険法施行令の一部改正による子ども・子育て支援納付金賦課額の新設並びに国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯に係る所得判定基準の改正に伴う所要の整備を行うほか、国民健康保険料の料率及び

当該軽減措置の対象世帯に対する軽減額を改定するため、改正しようとするものです。

初めに、子ども・子育て支援納付金賦課額の新設について御説明します。改正内容につきましては、子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、当該賦課額に係る所得割額、均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額の料率並びに賦課限度額をそれぞれ定めるものです。

子ども・子育て支援納付金賦課額について御説明します。所得割額は基礎控除額の総所得金額の100分の0.31、均等割額は1人につき942円、この均等割額は18歳未満の方にはかかりません。18歳以上均等割額は1人につき86円、この均等割額は18歳以上の方全員にかかります。平等割額は1世帯につき896円、賦課限度額は3万円としております。新設に合わせまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減についての均等割額、18歳以上均等割額、平等割額は、それぞれの率を掛けて額を定めています。

次に、国民健康保険の基礎賦課額に係る賦課限度額についてですが、現行66万円を67万円に引き上げるものです。

次に、国民健康保険料の軽減の判定基準についてですが、5割軽減について、現行30万5,000円を31万円とし、2割軽減について、現行56万円を57万円とするものです。

次に、国民健康保険料の基礎賦課額に係る所得割額、均等割額及び平等割額についてでございますが、子ども・子育て支援納付金賦課額の新設分相当を差し引き、所得割額は基礎控除後の総所得金額等の100分の7.95から100分の7.64、均等割額は1人につき2万6,000円から2万5,058円、平等割額は1世帯につき2万5,500円から2万4,604円としております。あわせまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減についての均等割額、平等割額は、それぞれの率を掛けて額を定めています。

説明は以上です。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○松田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○松田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時02分 休憩**

**午後2時36分 再開**

**○松田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から2件の報告がございます。

初めに、土地評価システム標準化対応改修業務委託料の事故繰越について、当局の説明を求めます。

高見固定資産税課長。

**○高見固定資産税課長** 土地評価システム標準化対応改修業務委託料の事故繰越について報告いたします。

これは、令和6年度米子市予算一般会計当初予算により予算措置された当該事業について、令和7年度に繰り越して年度内の完了を目指して事業進捗してまいりましたが、標準化システムの実装予定が令和8年度中となったため、令和7年度内完了が見込めなくなりました。そのため、当該業務委託料について事故繰越を行うこととして報告するものです。

理由といたしまして、標準化システムの実装予定が変更になったことによるもので、当初予定していた令和6年度中から令和7年度中に変更となり、このたび令和8年度中にさらに変更となりました。そのため、標準化システムに対応して改修する当該事業実施も変更となるものです。当該事業の完了予定年月日は令和8年度中を予定しております。

説明は以上です。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○松田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、指定ごみ袋等に係る地域環境美化推進奨励金の廃止について、当局の説明を求めます。

高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 指定ごみ袋等に係る地域環境美化推進奨励金の廃止について御報告いたします。

では、報告資料に沿って御説明いたします。現在、各家庭からの指定ごみ袋等の注文の取りまとめを行っていただいている自治会がございますが、これら自治会に対しまして交付しております地域環境美化推進奨励金を令和8年度上期をもって廃止するというものがございます。

まず、制度の概要でございますが、1に記載しております指定ごみ袋等につきまして、等といたしますのは、収集シールを含んでおります、各家庭からの注文の取りまとめを行っていただいている自治会、これは希望される自治会と契約を行っております。こちらに対しまして、取りまとめ額総額の15分の1に相当する額を奨励金として交付しております。

なお、この15分の1という額につきましては、各小売店舗で取り扱っていただく際の委託料と同額となっております。契約自治会は、春を上期、秋を下期としまして、年2回、各家庭からの注文を取りまとめいただき、市への注文、代金の支払い、届いたごみ袋等の各家庭への配布を行っていただくというものでございます。

本制度の目的でございますが、平成19年度の指定ごみ袋等の有料化に際しまして、家庭ごみの排出には指定ごみ袋等が必要であるというルールを自治会を通じた周知啓発と、制度開始時には取扱店舗も現在ほど多くありませんでしたので、どなたにとっても指定ごみ袋等を入手しやすい環境を整えることとございました。

2、廃止理由でございますが、3点上げております。まず、平成19年度の有料化から相当の年数が経過し、家庭廃棄物の排出ルールの周知が行き渡っていること、また、指定ごみ袋等の取扱店舗が増加し、指定ごみ袋等を入手しやすい環境が整っておりますことから、所期の目的を果たしたと考えられることでございます。

次に、自治会の負担軽減及び現金事故の予防を上げておりますが、自治会長や班長などが各家庭を回られるなど、注文の取りまとめや集金をいただいておりますが、それらが大きな負担になっているというお声もいただいております。

そして、3つ目になりますが、併せて市業務の効率化を図ろうとするものでございます。

3、廃止に向けての経過及び今後のスケジュールでございますが、本年の1月から契約自治会、現在218の自治会に契約をいただいておりますが、全自治会長宛てにお電話し、廃止の御説明をさせていただきました。この後、4月に自治連合会常任委員会において御報告し、令和8年度上期の取りまとめ募集通知を送らせていただきます。このときに制度を廃止する旨も改めて記載をしようと考えております。そして、6月に指定ごみ袋等の最後の配布を行うこととしております。

4に参考としまして、契約自治会数、令和7年度実績を掲載しておりますので、また御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 自治会に説明をされて、了解、納得いただいたからだとは思いますが、自治会のほうからは、どのような意見があったかとか、そこら辺ちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

**○松田委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 自治会のほうからの反応ということでございますが、やはりこれは賛否両方ありました。注文の取りまとめやお金の管理が負担だったのでなくなってよかったというお声もいただきましたし、逆に、残念であるというようなお声もいただいたところでございます。残念だというお声に対しましては、制度のもともとの趣旨であるとか廃止の理由を説明し、基本的には皆様に御理解をいただいたというふうに認識をしているところでございます。

説明は以上です。

**○松田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 賛否両方だっという話ですけども、どちらかといえば、なくなって負担軽減になってよかったなという感じのほうが多かったから、やっぱりここら辺進められたんでしょうかね。

**○松田委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** このたび御連絡をさせていただいた中では、正直、反応としてはそんなに大きなもの自体がありませんで、賛成にしても、反対にしても。皆様、こちらの廃止という御説明を受け入れていただきまして、ああ、分かりましたというようなことで納得していただいたところが非常に多かったと認識しております。以上です。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 分かりました。自治会の負担軽減ということで、うちのほうもそうなんですけれども、役員になかなか成り手がいないというのがありますんで、軽減につながって、役員の負担も減ってくると思いますんで、進めていただければと思います。以上です。

○松田委員長 いいですか。

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 4 3 分 休憩**

**午後 2 時 5 7 分 再開**

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第 2 1 号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼福祉課長 福祉課から、議案第 2 1 号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をいたします。今通知を送らせていただきました。6 ページの下のところから御覧をいただけたらというふうに思います。

このたびの条例改正ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降、番号利用法と申し上げますけれども、番号利用法の一部改正に伴いまして、市長が個人番号を利用することができる事務のうち、外国人生活保護関係事務及び外国人生活保護関係事務を処理するために利用し提供することができる特定個人情報に関しまして、所要の規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、条例で市長が独自利用事務として定めている外国人生活保護関係事務と同一の事務が、このたび番号利用法に基づき定める主務省令におきまして準法定事務として定められたことに伴いまして、外国人生活保護関係事務については、条例で定める独自利用事務を廃止いたしまして、今後は準法定事務を根拠として個人番号を利用することとするものでございまして、具体的には、市長が個人番号を利用することができる事務から外国人生活保護関係事務を削除する、外国人生活保護関係事務を処理するために市長が利用することができる特定個人情報から一部を残しまして削除をするなどの所要の整理を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 議案第22号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。Side Booksの資料、今通知をお出ししましたが、3月定例会議案の資料の8ページを御覧ください。

このたびの条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、令和7年度税制改正における給与所得控除に係る最低保障額の見直しによる介護保険料収入への影響を防ぐための措置が講じられたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、令和7年度税制改正によりまして個人住民税における給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険制度におきましては、保険料の段階を住民税の課税状況や合計所得金額に基づき設定しておりますため、一部の被保険者は保険料の段階が下がり、保険料収入が下がる可能性がございます。このことに伴いまして、3年間の介護保険事業計画期間中の想定外の保険料収入不足を防ぐ観点から、このたびの税制改正の影響で保険料の段階が変わる第1号被保険者につきましては、税制改正前と同様の所得基準が適用されるよう、介護保険料の算定について特例を設けるものでございます。なお、この特例措置は、令和8年度の保険料の算定に限り適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第22号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 3 時 0 3 分 休憩**

**午後 4 時 0 5 分 再開**

○**松田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、福祉保健部から 1 件の報告がございます。

米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、当局の説明を求めます。

小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** 米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきまして、通知をいたしました資料を御覧ください。

米子市新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、12月議会の本委員会で計画の素案について報告をさせていただき、その後、パブリックコメントを実施し、改定を行いましたので、報告いたします。なお、この報告は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、議会に報告するものです。

初めに、パブリックコメントの実施結果についてでございます。パブリックコメントで提出された意見による素案の修正はございませんでした。

詳細については、2ページ目を御覧ください。令和7年12月22日から令和8年1月20日まで期間を設け、パブリックコメントを実施し、1名の方から御意見の提出がございました。提出された意見の概要及び市の考えは、記載をしておいております。

ページを戻っていただきまして、2、米子市新型インフルエンザ等対策行動計画ですが、パブリックコメントで提出された意見による素案の修正はありませんでしたので、素案のとおり改定しております。改定後の計画につきましては、別添資料を御確認ください。

3、今後のスケジュールについてでございます。本委員会で報告後、鳥取県へ報告するとともに公表する予定としております。

説明は以上でございます。

○**松田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○**松田委員長** ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 4 時 0 7 分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 松 田 真 哉